

横浜市立港南台ひの特別支援学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定（令和5年3月7日改定）

I いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ」はあくまで故意にそのねらいをもって行われるもので、いわゆる他害行為や人に対するこだわり等、障害に起因するものは含まない。

2 いじめ防止等に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との係り合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

II 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

1 委員会の構成員

校長、副校長、教務主任、各学部長、特別支援教育コーディネーター、進路専任、養護教諭

2 委員会の運営

- (1) 月一回開催する。またいじめの疑いがある段階で、直ちに委員会を開催する。
- (2) 委員会では、学校として組織的にいじめ防止の対応方針を決定する。
- (3) 会議録を作成、保管し、進捗管理を行う。

3 委員会の活動内容

(1) 未然防止

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり。
- ② 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知。

(2) 早期発見・事案対処

- ① いじめ相談・通報の窓口設置。
- ② いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒間の問題行動に係る情報の収集と記録、共有。
- ③ いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒、その保護者・担任に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断。
- ④ いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施。
- ⑤ いじめ事案に限定せず、「類似事案」や「気になる言動」についても学部内で確認を行い、情報共有を行う。

(3) 取組の検証

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施。
- ③ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し

Ⅲ いじめの未然防止、早期発見、事案対処

(1) いじめの未然防止

- ① いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえる。
- ② お互いを認め合える人間関係の構築を目指し、全教育活動を通じて、発達段階・障害特性に応じた適切な指導を行う。
- ③ 人権教育、道徳教育の推進。
- ④ 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ② 児童生徒の日頃の様子を観察を徹底し、教職員で情報を共有する。
- ③ 「いじめ認知確認票」を活用し、各学部長は学部内の状況について確認する。
- ④ 保護者、地域、関係機関と連携し、児童生徒のわずかな変化も見逃さないよう努める。
- ⑤ いじめの定義理解を含む教職員への研修を実施する。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめ防止対策委員会で情報を共有して対応方針を決定し、学部・学年・学級の各職員をはじめ、全職員で連携して対応する。
- ② 被害児童生徒への発達段階・障害特性に応じた適切な支援、加害児童生徒への発達段階・障害特性に応じた適切な指導を継続的に行う。
- ③ 被害児童生徒、加害児童生徒の保護者への支援を行う。
- ④ 必要に応じて、警察署等関係機関と連携する。

(4) いじめの解消

① いじめ解消の要件

- ・少なくとも、次の2つの要件が満たされる必要がある。
- i いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ii いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 教職員等への研修

- ① 児童生徒理解研修を実施し、児童生徒の心理や行為の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める。
- ② 校内人権研修を実施し、いじめ防止に向けて教職員の意識の向上を図る。

(6) 学校運営協議会の活用

- ① 「学校運営協議会」や「児童支援・生徒指導専任協議会（中区・南区・港南区）」、「港南台第一中学校校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

	取組内容	
	児童生徒・学校	保護者・地域
4月	年間計画と重点取組分野の確認、引継ぎ	入学式、各学年懇談会
5月	「いじめ早期発見のための生活調査」 →いじめ認知確認票を活用して実施 児童生徒理解研修 スクールカウンセラー相談	
6月	スクールカウンセラー相談	保護者面談① 学校運営協議会①
7月	スクールカウンセラー相談	
8月	校内人権研修	
9月	スクールカウンセラー相談	保護者面談② 学校運営協議会②
10月	スクールカウンセラー相談	
11月	スクールカウンセラー相談	学校運営協議会③
12月	学校評価アンケート実施 スクールカウンセラー相談	
1月	「あいさつ週間」実施 スクールカウンセラー相談	学校運営協議会④
2月	スクールカウンセラー相談	保護者面談③
3月	年間の振り返り、新年度への引継ぎ	
通年	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	児童支援・生徒指導専任会議（中区・南区・港南区）に参加

※記名式アンケート等については、必要に応じて聞き取りや実態把握等により代替する。

IV 重大事態への対処

1 重大事態の定義

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)。

2 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに横浜市教育委員会に報告する。

V いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。